

社会福祉法人千鳥福祉会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること、又は心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 移動支援事業の経営

(ハ) 地域活動支援センターの経営

(ニ) 相談支援事業の経営

(ホ) 障害児通所支援事業の経営

(ヘ) 認定生活困窮者就労訓練事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人千鳥福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を島根県松江市東持田町1415番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 理事長は、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を、委員に対して説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (9) 社会福祉充実計画の承認

(10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に、臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 13 条 評議員会に議長を置く。

2 議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員により互選する。

(決議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散、合併及びその他法令で定められた事項

3 前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議については、その定める特別の割合に当たる多数をもって行う。

理事、監事又は評議員が、その任務を怠ってこの法人に損害を与えた場合の賠償責任を免除するときは、評議員全員の同意

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまで選任する。

5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事のうち1名を副理事長とする。
 - 4 副理事長は、社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
 - 5 理事長及び副理事長以外の理事のうち、3名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給する。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会においてこれの選任及び解任を行う。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会において定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長又は業務執行理事が理事会を招集する。

3 理事又は監事から理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集の請求があった場合は、理事長がこれを招集する。

(議長)

第27条 理事会に議長を置く。

2 理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会に出席した理事の互選により議長を選出する。

(決議)

第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 30 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 31 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、松江市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、松江市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第 32 条 この法人の資産は、理事会において定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後3箇月以内に、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、評議員に事前に提供した上で定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、その承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

第 40 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、松江市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を松江市長に届け出なければならない。

第 9 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、社会福祉法人千鳥福社会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	妻波 俊一郎
副理事長	古曾志 恵洪
理 事	山 根 常 正
理 事	石 橋 道 夫
理 事	澤 治 子
理 事	福 田 武 雄

理	事	山	口	久	夫
理	事	山	本	昭	
理	事	山	本	昌	子
理	事	官	森	完	一
監	事	浅	野	俊	雄
監	事	土	居	靖	周

- 1 この定款は1990（平成2）年7月30日より施行する。
- 2 この定款は1992（平成4）年7月27日より改正施行する。
- 3 この定款は1993（平成5）年2月26日より改正施行する。
- 4 この定款は1995（平成7）年5月26日より改正施行する。
- 5 この定款は1996（平成8）年5月8日より改正施行する。
- 6 この定款は1997（平成9）年3月31日より改正施行する。
- 7 この定款は1998（平成10）年7月10日より改正施行する。
- 8 この定款は1999（平成11）年5月7日より改正施行する。
- 9 この定款は1999（平成11）年8月24日より改正施行する。
- 10 この定款は2002（平成14）年1月4日より改正施行する。
- 11 この定款は2002（平成14）年4月24日より改正施行する。
- 12 この定款は2002（平成14）年8月26日より改正施行する。
- 13 この定款は2003（平成15）年3月5日より改正施行する。
- 14 この定款は2003（平成15）年5月13日より改正施行する。
- 15 この定款は2004（平成16）年5月17日より改正施行する。
- 16 この定款は2005（平成17）年8月26日より改正施行する。
- 17 この定款は2006（平成18）年2月22日より改正施行する。
- 18 この定款は2006（平成18）年7月6日より改正施行する。
- 19 この定款は2006（平成18）年10月1日より改正施行する。
- 20 この定款は2007（平成19）年3月2日より改正施行する。
- 21 この定款は2007（平成19）年5月21日より改正施行する。
- 22 この定款は2007（平成19）年5月28日より改正施行する。
- 23 この定款は2007（平成19）年8月22日より改正施行する。
- 24 この定款は2008（平成20）年3月5日より改正施行する。
- 25 この定款は2008（平成20）年8月12日から施行する。

但し、今回の改正による理事及び評議員定数の減については、平成20年7月30日及び平成20年8月26日から始まる任期から適用する。

- 26 この定款は2009（平成21）年3月30日より改正施行する。
- 27 この定款は2009（平成21）年9月18日より改正施行する。
- 28 この定款は2010（平成22）年6月21日より改正施行する。
- 29 この定款は2011（平成23）年7月14日より改正施行する。
- 30 平成24年8月26日に就任する評議員の任期は、定款第18条の規定に関わらず、平成26年7月29日までとする。

- 31 この定款は2012（平成24）年7月19日より改正施行する。
- 32 この定款は2012（平成24）年11月1日より改正施行する。
- 33 この定款は2013（平成25）年8月14日より改正施行する。
- 34 この定款は2013（平成25）年10月12日より改正施行する。
- 35 この定款は2014（平成26）年3月26日より改正施行する。
- 36 この定款は2014（平成26）年8月13日より改正施行する。
- 37 この定款は2015（平成27）年5月19日より改正施行する。
- 38 この定款は2015（平成27）年5月25日より改正施行する。
- 39 この定款は2015（平成27）年11月19日より改正施行する。
- 40 この定款は2016（平成28）年7月13日より改正施行する。但し、今回の改正による理事及び評議員定数の減については、平成28年7月30日から始まる任期から適用する。
- 41 この定款は2017（平成29）年4月1日より改正施行する。
- 42 この定款は2017（平成29）年9月27日より改正施行する。

基本財産別表

(1) 土地の部

所在地	地番	地目	地積(m ²)	用途
島根県松江市東持田町字空山	216番	宅地	26.00	持田寮・ L.C.C.うい んぐ・フレ ンド敷地
〃 字堤ノ奥	238番	宅地	565.00	
〃 字池ノ奥	239番	宅地	211.00	
〃 字堤ノ上	240番	山林	1,348	
〃 字堤ノ奥	241番	宅地	829.00	
〃 字池ノ奥	242番	宅地	1,914.00	
〃 字池ノ奥	243番1	雑種地	72	
〃 字池ノ奥	251番1	宅地	1,055.00	
〃 字立花	384番5	宅地	13.82	
〃 字深田	438番7	宅地	599.46	共同生活 事業所
〃 字深田	438番10	宅地	387.00	
〃 字立花	439番7	宅地	46.55	
〃 字空山	1414番	宅地	2,834.00	持田寮・L.C. C.ういんぐ・ フレンド敷地
〃 字空山	1415番	宅地	1,930.00	
〃 字空山	1418番	宅地	1,173.53	
島根県松江市下東川津町字頭廻 シ	63番5	宅地	1,322.69	L.C.C.ういんぐ ひまわり
土地合計			14,327.05	

基本財産別表

(2) 建物の部 1

所 在		島根県松江市東持田町1415番地					
建 物 名		構 造	床面積	用 途			
主 た る 建 物	事務所	鉄筋コンクリート造陸屋根渡廊下 付2階建	1階	739.34㎡	持田寮		
	北棟		2階			115.11㎡	
	会議室1	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建		410.10㎡			
	会議室2		体育館			鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	1階
	南棟	2階		117.04㎡			
休憩室	作業棟1		軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建		30.50㎡	フレンド	
附 属 建 物	リハビリ棟	作業棟2	鉄骨造スレート亜鉛メッキ鋼板葺平家建	168.07㎡	L.C.C.ういんぐ		
	事務所 養護所	木造スレートぶき2階建	1階	61.00㎡	ケアセン		
			2階	63.00㎡	ター大空		
	休憩所	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家 建		9.66㎡	持田寮		
	作業所 養護所	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	1階	204.75㎡	L.C.C.ういんぐ		
		軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	2階	204.75㎡	持田寮		
	作業所	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	1階	139.87㎡	持田寮・ ういんぐ		
			2階	133.04㎡			
	合 計				2,959.01㎡		

建物の部 2

所 在		島根県松江市東持田町242番地				
建 物 名		構 造	床面積	用 途		
主 た る 建 物	作業所	鉄骨造スレートぶき2階建	1階	473.01㎡	ワーク センター フレンド	
			2階	86.44㎡		
附 属 建 物	倉 庫	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建		25.54㎡		
合 計				584.99㎡		

建物の部 3

所 在		島根県松江市東出雲町春日字雲ノ木322番地4		
建 物 名		構 造	床面積	用 途
主 た る 建 物	作業所	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	39.76㎡	L.C.C. ういんぐ

建物の部 4

所 在		島根県松江市下東川津町字頭廻シ63番地5		
建 物 名		構 造	床面積	用 途
養護所	事務所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	1階 242.00㎡	L.C.C. うい んぐ 相談支援事 業所ひまわり
			2階 44.17㎡	
合 計			286.17㎡	

建物の部 5

所 在		島根県松江市東持田町字深田438番地7		
建 物 名		構 造	床面積	用 途
寄宿舎		木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	312.35㎡	共同生活 事業所